

「傷害の罪」の法益

伊 東 研 祐

I はじめに——現代社会における「人の身体」

「人の生命」、「身体」、「財産」、と何気なく並んで挙げられるが、いわゆる「人の身体」という法益は、「人の生命」という法益と如何なる関係に在るのだろうか。「人の身体」に対する侵襲等が重大なものである場合、その人の生命が失われる、あるいは、失われる危険が生じるのであるとすれば、「人の身体」という法益は「人の生命」という法益の謂わば前段階ないし前提的構成部分である（に過ぎない）ようにも思われる。「人の身体」には、「人の生命」から独立した固有の意義はないのであろうか。……そんなことを、「人の身体」を法益と呼ぶことの正確性に今更ながら一抹の不安を覚えつつ、何故かふと思ったのは、そして、従前からの議論枠組を破ってみようかと少し冒険してみたのは、六年程前の各論教科書執筆時のことであった。予想通り、殆ど関心を惹くこともない問題提起に止まった

が、この間のPM_{2.5}やセシウム137等に代表される環境（大気）汚染物質問題の再燃に鑑みても、なお考えてみるに値するものであるように思われる。以下、些か長くなるが、関連部分を引用させて戴く。

「人の身体」という法益の侵害の一つの発現形態である「傷害」をどのように定義すべきかという問題については、古くから見解の対立が存する。身体的完全性侵害（毀損）説（外観等を含む身体の完全性の侵害と解する説）と生理的機能障害（阻害）説（生理機能ないし健康状態の阻害ないし悪化と解する説）との対立がそれである。

……〈中略〉……

生理的機能障害説は、人の完全性の侵害を暴行罪で保護すべきものとするが、それは、……「上」に述べたように、一定限度では正当な見解であると思われる。たとえば、生理的機能ないし健康状態の阻害には至らないが無視し得ない外観の変更は、それによる心理的な悪影響を含めて、独自の不法実体として捉えられ、暴行罪で捕捉すべきであるといひ得る。しかしながら、外観の変更ではなく、たとえば、細菌や原虫ないし微小生物を初めとする異物（人工物を含む）の体内への侵入・滞留に関しては、生理的機能障害を起ささないもの、あるいは、起こしていないものであっても、それによる心理的な悪影響を含めて、身体的完全性を侵害するものとして傷害罪で捕捉すべきであるように思われる。すなわち、傷害に該るか否かは、阻害される身体的完全性の質・側面によって判断されるべきである。更に、生理的機能障害説では、原因となる行為から精神的な影響を経て生理的機能障害の発生に至るまでに時間的に相当の隔たりがあるような場合（たとえば、心的外傷後ストレス症候群「PTSD」の場合）¹について適切な保護を与えられない恐れもある。現代社会状況を鑑みれば、身体的完全性侵害説を採るべきであろう。

本稿は、「人の身体」という法益ないし「傷害」罪の保護範囲（法益）を巡る近時の活発な資料研究等に触発されて、その知見を借用しつつ、比較的到手薄に感じられる基礎的な議論・「傷害の罪」の法益論を深化させると共に、自説としての身体的完全性侵害説を擁護・再論しようとするものである。

日沖憲郎先生門下の船山さんを初めてお見掛けしたのは、執筆作業等のお手伝いに通われていた藤木英雄先生の本郷の研究室であった。既に副手を終えられようとする頃で、事情も分からぬ学部生の私などと話す事柄も無かったせいか、黙々と仕事されていたのが強く印象に残っている。それから、四〇年を超えるそれぞれの随分と長い時間が流れた。学界における人的関係や研究テーマ・領域の近さに鑑みれば、御仕事を御一緒する機会は不思議と少なかったといえるが、船山さんという存在は折り目折り目に強く意識されるものであった。これまでの御指導・お付き合いに感謝申し上げると共に、古稀をお祝いして、本小稿を捧げる次第である。

Ⅱ 刑罰規定解釈・実定法概念規定と立法者意思ないし立法趣旨と社会的コンテクスト

刑罰規定の文言の意義・射程が、その規定を解釈しようとする時点において、必ずしも明らかでない場合、あるいは、一義的に決し得ない場合に、当該規定の立法過程に遡っていわゆる立法者意思ないし立法趣旨を探り、それを基準（オーソリタティ権威）の一つとして当該規定文言を再定義ないし解釈するという手法は、電子情報化された議事録等の資料の入手が容易になるに伴って益々多用され、学問的に興味深い成果を生み出すに至っている。もともと、そのような作業に自らも携わっていて気付くのは、明らかにされた過去の立法者意思ないし立法趣旨が現時点における解釈・再定

義に対して謂わば拘束力を有しているというような錯覚に何時の間にか陥っていることが少なくないということである。立法者意思ないし立法趣旨と一致／矛盾するが故に現在における解釈・再定義が正しい／誤っているということには、しかしながら、原則としては正しくない。もちろん、(罪刑法定主義の要請を含む) 諸々の解釈論上の規則との関連において、立法者意思ないし立法趣旨から逸脱／離反するような解釈・再定義が誤りとされることはあるであろうが、解釈時において置かれた規定の様々なコンテキストが立法時と実質的に相違する場合における解釈の当否は、あくまでも解釈時における(可能的語義に基づく)それ自体の論理性と説得性(立法者意思ないし立法趣旨との異同等の指摘の利用を含む)とに拠り判断されるのである。

現行刑法典(明治四十年四月二十四日法律第四十五号)が制定された頃の刑法二〇四条にいう「人の身体」の「傷害」の意味を決するコンテキストは、現在のそれと如何なる相違を示しているのだろうか。「身体」を、謂わば専ら「肉体」^{ボデー}として捉えるにせよ、「からだ」^{フイジイカル}・「肉体」と精神^{メンタル}から成る統一^{タトウ}体」として捉えるにせよ、(行為者・他者から見た)侵害の対象ないし客体として捉え、その生理的もしくは精神的な機能の障害や外観的欠損を惹起することを「傷害」とする限りにおいては、基本的な相違は存しないとい得よう。医学や心理学の極めて多様で広範な関連領域への展開(逆に、それらからの影響)とそれをもたらした身体現象・状態の把握説明の深化・変化という観点も、同様である。「傷害」概念について、現在に至るまで、生理的機能障害惹起説と身体的完全性毀損説また折衷説が併存し得てきた所以ともいえよう。しかしながら、現在におけるコンテキストは、そのような「傷害」を手段ないし中間的成果・産物として包摂する「治療」行為や入れ墨^{タトゥー}・ピアス等の「ボディー・アート」等を(自己に対して)行わさせるか否か、「身体」を自己の意思の謂わば実現対象ないし表示媒体とするところまで包含している。そのようなコンテ

クストの相違は、障害や欠損というような客体（物体）上の（機能を含む）状態の悪化・劣化を捕捉するというだけの受動的な視座から、そのような変化を（少なくとも共同／共働して）主体的に支配・制御するという能動的な視座への移行を要求するものである。現代における「人の身体」の「傷害」の意味は、前者の視座に基づく伝統的なものから大きく離反する可能性があることになる。

Ⅲ 自己の意思の実現対象ないし表示媒体としての「身体」

1 治療行為の対象としての「患者」の意思と傷害罪の成否

傷害罪（刑二〇四条）にいう「人の身体」の「傷害」が、他人の身体に（一定程度以上の）生理的機能障害を発生させる、という意味において、人の健康状態を悪化ないし劣化させることを意味するとすれば、^④（患者ないし病者である）他人に既に存する生理的機能障害を除去ないし軽減し、それに因って健康状態の改善ないし回復または悪化の停止ないし鈍化をもたらす「治療行為」は、客観的に「傷害」行為に該らず、したがってまた、（治療者たる）行為者におけるその主観的な認識も、「傷害」の故意には該らない。既存の生理的機能障害を除去ないし軽減し、それに因って健康状態の改善ないし回復または悪化の停止ないし鈍化をもたらす過程で、（各種の措置・手術や投薬等により）元の機能障害の一時的な悪化や新規の機能障害の発生を生じたとしても、それらは、患者の全体的な回復力を前提・勘案して「治療行為」に織り込まれて計算された、通常の場合には最終的に治療効果中に謂わば消失・解消するものであり、また、そのようなものとして認識されるものであって、客観的にも主観的にも、同様に、「傷害」に該らない。^⑤もちろん、他人（患者ないし病者）に存する生理的機能障害の除去ないし軽減を試みて成功せず、健康状態の改善ないし回

復または悪化の停止ないし鈍化という治療効果を上げられないことも、あるいは、治療のための措置・手術等により単に新規の機能障害を発生させるに留まる場合等もあるが、それらの行為も、同時代的な医療水準からの（重大な）逸脱が認められない限りにおいては、過失「傷害」（過失致傷）行為には該らない。特定の治療を受けるか否かという患者の意思は、治療者の行為が「傷害」罪に該るか否かという問題とは無関係である。

上に述べた見解が、「専断的」治療行為非傷害（罪）説の現代版といえるか否かは定かではない。⁶ 犯罪論体系的に、また、解釈論的に正確な議論であるか否かは些か疑問である。特に、「特定の治療を受けるか否かという患者の意思は、治療者の行為が「傷害」罪に該るか否かという問題とは無関係である」という最後の一文が、それまでの記述と実質的な論理的関連性を有するか否かは、甚だ疑問であり得る。健康状態という法益の促進ないし改善としての「治療」は、定義上、「傷害」という犯罪たり得ない（被害者と加害者という関係が存在していない、あるいは、いわゆる法益保護／侵害説・結果無価値論の視座では捕捉されない）だけであり、患者の意思の如何によって影響を受けないというだけではなく、それとは正に無関係だからである。

2 「侵害としての傷害」の罪の法益と法益主体の意思

反面、上に述べたところは、少なくとも、「傷害」罪の成否についての議論は行為客体である法益主体（人・患者）の意思・主観とは係わりなく構成され得るものであること、法益主体の「意思決定の自由」（自己の身体の安全・健康に関する意思的な制御・支配）に対する侵害という側面を有しないものとして静的に構成され得るものであることを含意しそうである。換言すれば、捉え方の当否は一先ず措くとして、傷害罪の法益を「人の身体ないし人の事実的な健

康状態もしくは生理的機能状態」と定義することにおいて、法益主体の意思から謂わば切り離された／客観化された客体と同様に捉えることは（観念的には）可能でありそうである。翻つて、生理的に不良な変更（悪化ないし劣化）と⁷⁾いう意味における処分としての自己決定の客体・対象としても、傷害罪の法益を捉えることは可能でありそうである。

さて、傷害罪の法益をそのようなものとして捉えながら、すなわち、法益主体の意思から謂わば切り離された／客観化された客体と同様に捉えながら、同時に、「法益主体の意思に反する／沿わない／従わない」法益の「侵害」があるいは、そのような「侵害」は、「傷害」に該ると主張することは如何にすれば可能であろうか。……結論的には、法益主体の意思決定の自由を法益に（密かに）取り込むこと以外には事実上は不可能であろうし、それが論理としては矛盾することも明らかであろう。ここでは、「傷害の罪」の法益は、法益主体の意思決定（の自由）の対象ではなく、法益主体の意思決定の自由を包含するものとして構成されねばならない。そのときには、自己の意思に基づく身体の侵害の捕捉・包摂を傷害罪は予定していない、ということが内在的な根拠付けを有することにもなる。

3 法益主体の支配・制御領域としての「身体」

「傷害の罪」の法益を法益主体の意思決定の自由を包含するものとして構成するということは、自己の身体に関する／対する法益主体のいわゆる自己決定権そのものを法益とするということとは異なる。（費消・放棄・譲渡・廃棄等の）処分の対象としての法益を考えている訳ではないのは勿論であるし、自己決定権という観念を一般的に認めるとしても、権利自体は因果的変えないし阻害が可能な次元に存する客体性・対象性を有するものではないので侵害されることもなく、したがって、法益として必要な属性を具備し得ないからである。⁸⁾「傷害の罪」の法益は、敢えていえ

ば、そのような権利の客観化している事態ないし状態として捉える必要がある。すなわち、「法益主体による意思的な支配ないし制御・管理の可能的に及んでいる領域あるいは空間としての「身体」の状態そのもの」ということが、「傷害の罪」の法益の外延として捉えられることになる。⁽⁹⁾

ところで、法益主体による「意思的な」支配ないし制御・管理といっても、人の身体状況は、当該人に意識されなまま刻々と継続的に変化し続けることが通常ともいえるものであるし、個別具体的に見れば、全く不随意なものが少なくない。その意味において、ここにいう「意思的な」支配ないし制御・管理は、現実的・事実的あるいは直接的なものではなく、あくまでも一般的・統合的な支配ないし制御・管理の意思に基づく「可能的」な次元のものを指すことになる。そしてまた、そのような意思を及ぼし得る自己の「身体」という領域あるいは空間の範囲内でのものに止まることになる。換言すれば、「人が自己の身体という領域ないし空間に関して及ぼしている支配ないし制御・管理の意思によって保たれている統合性 (die Integrität : integrity) ある身体状態」が、「傷害の罪」の法益の外延であるとい得る。

些か抽象的で理解しにくい定義のようにも思われるが、表現しようとしていることは単純である。法益主体である人(個人)は、自己の身体に関して、多様な次元(たとえば、形態・容貌・健康・運動・生理機能等の次元)における個別具体的な状況の認識と対応という形においてはではないにせよ、一般的な支配ないし制御・管理の意思を有しており、その結果／効果として統合されている身体の状態そのものが全体として保護される。法益主体の支配ないし制御・管理の意思に反する身体状態の変更は許されないと、ということである。これは、自己の住居という領域ないし空間の内部に在る財物全体について、その個別具体的な存在や状態を認識していなくとも、あるいは、現実的な握持可能性が

存しないとしても、住人である法益主体に占有（支配）が認められて保護されることと、ある意味において、同様であるといえる。そのような保護は、法益主体における一般的な占有の意思の存在が故にであることはもちろんであるにせよ、既に住居（建造物）というものの正に基本的な性質・機能が故にでもあるといえる。住居（建造物）の内部空間は、通常、屋根・壁・柱等によって私的で安全な安心できる領域として確保され、そこでの平穏な日常生活が保障されている。すなわち、住居（建造物）は、その住人に、他の人間に因るものを含めた様々な外部的な影響からの主として物理的な遮断による（財物の管理をも含めた内部空間における生活の包括的また統合的な）安全・安心の提供という機能を果たすものであり、その遮断効は、住人が個別的に解除しない限りは（建造物が存続する限り）一般的に継続するし、対人的には立ち入りを認めること自体で失われることは、住居侵入罪（刑一三〇条前段）の法益と同条にいう「侵入」の意義をめぐる過去の議論の示すとおりである。¹⁰「人の身体」の機能も、同様の視座から改めて捉え直すことが有効であるように思われる。

4 「傷害」の意義

「傷害の罪」の法益を、「法益主体による意思的な支配ないし制御・管理の可能的に及んでいる領域あるいは空間としての「身体」の状態そのもの」あるいは「人が自己の身体という領域ないし空間に関して及ぼしている支配ないし制御・管理の意思によって保たれている統合性（die Integrität : integrity）ある身体状態」と定義し直すとき、刑法二〇四条以下にいう「傷害」とは、そのような支配ないし制御・管理の可能性の喪失・阻害・悪化、あるいは、そのような統合性の喪失・阻害・悪化・劣化であることになる。物理的または心理的ないし精神的な外部的影響に

よつて、そのような統合性を喪失・阻害・悪化・劣化させることが、「傷害する」であることになる。「傷害」は、文言の常識的理解として生理的機能障害を意味するとする見解もあるが、⁽¹¹⁾ いわゆる「傷つける」ことに限られず、生理的機能障害や外観の欠損という意味での身体的完全性の毀損が無くとも、法益主体の意に反して物質（生物を含む）が身体内に挿入されて滞留している状態も、これに該ることになる。

「傷害」の意義を上のように解するとき、伝統的な議論において機能や器質の悪化・劣化（障害、欠損）という観点から捕捉されていた範囲を超えて、その包摂範囲は相当に広がるように感じられるかもしれない。しかしながら、上の定義に拠つて初めて新に「傷害」と認められることになる事案というのは、現実には僅かなものであるように思われる。殆どの場合には、既に認められている何らかの（生理的あるいは精神的）機能の悪化・劣化や器質的な欠損・不都合が惹起されるであろうし、そこから、従前と同じように（また、基準は必ずしも明確ではないにせよ）、軽微なもの・一時的なもの等は除外されるであろうからである。言い換えれば、ここで展開した「傷害の罪」の法益と「傷害」という概念との定義の解釈論上の妥当性は、現時点では僅かしかないのであろう固有の包摂事案・範疇⁽¹²⁾を支える基本的な視座の正統性に依拠することになる。

IV おわりに——「人の身体」という法益と「人の生命」という法益との関係

刑法上の「人」の始期と終期とを巡る議論は、「人の生命」という法益の保護の時間的な限界を定めるものとして、激烈なものが繰り返されてきたが、いずれにおいても、著しく進歩した科学的ないし医学的視座・知見の大きな影響の反面において、法理論的な当否は別として、「社会的存在としての人」という関係性のコンテクストの中で謂わば

規範的に判断しようとする傾向が（近時には改めて）登場してきたように思われる¹³。それらが何を意味するのかは必ずしも明らかではないし、多様な解釈を許すものでもあろうが、比喩的にいえば、「人」の「生命」という法益の捉え方から「人の生命」という法益の捉え方への（場合によっては無意識的な、そして再びの）移行の始まりを反映したものであるといい得よう。「人」の生物学的・生理学的に捉えられた物質的機能存在そのものが「生命」として理解されている次元から、「人」という社会的存在を特徴づける（固有な）神経的・精神的諸機能をも内含して「人の生命」として捉える次元への再移行を反映したものといひ得よう。しかしながら、ここで留意しなければならないのは、いずれの捉え方においてもなお、「侵害」という因果的経緯・現象との関連においては、すなわち、実定法解釈論・犯罪論のコンテクストにおいては、「人の生命」は因果的経緯の到達点としての客体たる物質的機能存在を基体・中核として観念され続けているということである。そして、そのような存在としての「生」が臓器レベルで失われる状態・「人」の意思によっては左右できない不可逆的停止状態の発生を以て、「人の生命」の終わり＝人の「死」の始まりが規定される。それは、実定法の明示的に採る立場（刑法二〇二条等参照）として致し方ないにせよ、「傷害の罪」の法益については過去の視座として本稿により排斥されたところに一致する。現代において代替すべき新たなコンテクストが未だ確定されていない以上、「人の生命」という法益の把握は現状に止まる他ないのであるか。それと並び挙げられる「人の身体」という法益の側から関係づけを試みることも、あるいは有効であろう。

「人の身体」は、本稿の上述した捉え方に拠って略言すれば、住居（建造物）と同様に、人（法益主体）を他の人間に因るものを含めた様々な外部的影響から遮断して、自己の意思に基づいて安全で安心して生活することのできる基本的な（私的）領域・空間を形成する、という機能を実現するものである。より直截には、「人の身体」とは、その

ような意思的に統合された領域・空間そのものである、というべきであろう。そして、そのような統合性の存在が、人の生物学的・生理学的に捉えられた様々な機能の単なる集合体に独立した固有の意義を与えることは明らかであろう。他方、そのような統合された領域・空間を満たす、人の生物学的・生理学的に捉えられた機能存在ないし様々な臓器等の集合的機能状態は「人の生命」と捉え得るから、「人の身体」と「人の生命」とは、その限度では一致する。異なるのは、両者における統合性^{インテグリティ}のレベルないし質であると思われる。「人の生命」活動における統合性の謂わば部分的な結果・作用としてもたらされるものが「人の身体」の統合性であり、そこには、「人の生命」に比して、より広い人(法益主体)の意思ないし意識・精神の機能する余地が認められるのである。

(1) 伊東研祐『刑法講義各論』(二〇一一年、日本評論社) 三六〇七頁。心的外傷後ストレス症候群「PTSD」を「傷害」に該ると明示した最高裁判平成二四年七月二四日決定(刑集六六卷八号七〇九頁)に先立つ記述である。「暴行」との関連において、同三四頁も参照されたい。なお、筆者は、かつては「結論的には折衷説を支持するが、基本的視座としては生理的機能障害説からアプローチする方向で考えるべきである」(伊東研祐「傷害および暴行の意義」同『現代社会と刑法各論』第二版) (二〇〇二年、成文堂) 七四頁)としていたことを付言させて戴く。

(2) 治療行為論との関連においてドイツの立法・学説を検討し、傷害罪における「身体」法益の構造について基本的視座を提示するものとして、天田悠「傷害罪の保護法益からみた治療行為論」(二・完)「早稲田法学会誌六五卷二号」(二〇一五年) 一頁以下、六六卷一号(二〇一五年) 一頁以下がある。なお、ドイツにおける治療行為論そのものの歴史的研究として、天田悠・後出註(6)が既にある。

(3) 「傷害」概念の包摂範囲・内実について、立法過程にまで遡って検討する藪中悠「刑法二〇四条の成立過程にみる傷害概念―精神的障害に関する議論を中心に―」法学政治学論究九八号(二〇一三年) 三七頁以下、同「日本刑法における傷害概念

と精神的障害」法学政治学論究一〇四号（二〇一四年）一頁以下、同「刑法における傷害概念と意識障害」法学政治学論究一〇六号（二〇一五年）一頁以下がある。なお、比較法研究としては、同「刑法における傷害概念と精神的障害」法学政治学論究九七号（二〇一三年）九三頁以下、同「ドイツ刑法における傷害概念と精神的障害」法学政治学論究九九号（二〇一三年）三七頁以下もある。

(4) 人の「傷害」の意義については、改めて詳細を述べるまでもなく、生理的機能障害惹起説と身体的完全性毀損説とが基本としてなお主張されているが、いずれを採ってもここでの議論枠組みとして殆ど異同を生じないので、一般的と思われる前者を念頭に置く。また、傷害罪の法益として「人の身体」・「人の（身体の）健康」・「人の（身体）の安全」等の表現が用いられるが、ここでは、いずれも行為の作用を受ける時点における人の（事実的な）健康状態それ自体を示しているものとして理解している。すなわち、本来あるべき健康状態、より良い健康状態、標準的な健康状態等を意味するものとしては理解していない。

(5) (治療のための) 各種の措置・手術や投薬等により悪化した、あるいは、新規に発生した機能障害がそのまま（永続的に）残存することとなることも少なくないが、所期の治療効果を達成する上で必要且つ合理的である限りは、それらも「通常の場合」であるといえるであろう。

(6) ドイツにおける学説・立法等を検証する近時のものとして、天田悠「ドイツ刑法における治療行為論の歴史的展開（二・一・完）」早稲田法学会誌六三卷二号（二〇一三年）一頁以下、六四卷一号（二〇一三年）一頁以下がある。

(7) コンテクストは異なるが、かつて、「博物館のガラス製陳列棚の中に注意深く保存された所蔵品」としての法益観、と呼ばれた視座に基づくところに一致するものであることはいままでもない。Vgl. Hans Welzel, Studien zum System des Strafrechts, ZStW Bd. 58 (1939), S.514f.

(8) 犯罪論また解釈論において「法益」に要求される諸属性については、些か古いものであるが、伊東研祐『法益概念史研究』（一九八四年、成文堂）や伊東研祐「刑法における法益概念」阿部純二／板倉宏／内田文昭／香川達夫／曾根威彦（編）『刑法基本講座 第一巻 基礎理論／刑罰論』（一九九二年、法学書院）三三三頁以下等を参照されたい。

(9) なお、そこにいう「状態」が、人の生理的な機能の次元のものに限られるべきか、外観的な完全性・健全性の次元のものをも含むべきであるか、はたまた、精神的な機能や心理的な状態をも含むべきか、ということとは、「傷害の罪」の法益の内包の問題であつて、近時の立法過程の再検討等の結果としては、いずれも包摂され得ることが明らかとなつたといひ得よう。

(10) 伊東研祐「住居侵入等罪(刑一三〇条)を巡る法益論と解釈論」法曹時報六三卷二号(二〇一一年)一頁以下を参照されたい。

(11) たとえば、西田典之『刑法各論 第六版』(二〇一二年、弘文堂)四一頁を参照されたい。ちなみに、いわゆる動物「傷害」罪(刑二六一條)についても、「動物を殺傷して、その効用を害することをいう」と定義されているが(同・二八五頁)、判例理論・通説に鑑みると、効用の阻害の方に力点が置かれており、逃走させること・管理から離脱させること(という文言の必ずしも常識的ではない理解)を排除する趣旨ではないとも解される。

(12) 既に挙げた、呼吸・被曝等の非侵襲的経緯によるそれ自体も生理的機能障害を(直ちには)引き起こさない微小生物・微小物質の体内への送り込み／挿入・滞留の他、非意図的・間接的な精神的ないし心理的影響の付与による(「特定の／病的な」障害の程度には至らない)精神的ないし心理的な動揺・不調の発生等であろうか。

(13) 伊東研祐「人」の始期について―「独立生存可能性説」再論」法学研究八〇卷二二号(二〇〇八年、慶應法学研究会)二三七頁以下、伊東研祐「人の終期―脳死について」同『現代社会と刑法各論』第二版(二〇〇二年、成文堂)四〇頁以下等を参照されたい。